

## 文京区高齢者等住宅修築資金助成要綱

27 文都住第564号平成28年3月31日区長決定  
30 文都住第838号平成31年3月29日区長決定  
2019 文都住第1095号令和2年3月31日区長決定  
2020 文都住第1151号令和3年3月29日部長決定  
2021 文都住第872号令和4年3月31日区長決定  
2024 文都住第802号令和7年3月31日区長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者等世帯に属する者で、住宅の修築工事等を実施するものに対し、当該修築工事等に係る費用の一部を助成することにより、文京区の区域内（以下「区内」という。）の住宅等の改善に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 65歳以上の者をいう。
- (2) 心身障害者 次に掲げる者をいう。
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害の程度が1級から4級までのもの
  - イ 東京都愛の手帳交付要綱（42民児精発第58号）第5条の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が同要綱別表第1の3度以上のもの
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の1級及び2級に規定するもの
  - エ 文京区心身障害者等福祉手当条例（昭和49年3月文京区条例第8号）第2条第3号及び第4号に規定する特殊疾病にり患している者
- (3) 高齢者等 高齢者及び心身障害者をいう。
- (4) 高齢者等世帯 世帯の構成員に高齢者等を含む世帯をいう。
- (5) 住宅 自ら居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう。

### (助成対象者)

第3条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる条件を備えたものでなければならない。

- (1) 高齢者等世帯に属する者であること。
- (2) 区内に住所を有し、かつ、自己又は親族（民法（明治29年法律第89号）第7

25条に規定する親族をいう。以下同じ。)が所有する住宅に居住すること。

(3) 住民税を滞納していないこと。

(助成対象となる住宅)

第4条 助成金の交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれかに該当する住宅とする。

(1) 第7条の規定による申請の日(以下「申請日」という。)以前に、助成金の交付又は次に掲げる給付(次号においてこれらを「助成等」という。)を受けたことがない住宅

ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第45条第1項に規定する居宅介護

住宅改修又は同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修に係る保険給付

イ 文京区高齢者住宅設備等改造事業実施要綱(元文福高発第841号)に基づく給付

ウ 文京区身体障害者(児)住宅設備改善給付事業実施要綱(60文福第625号)に基づく給付

(2) 申請日以前に助成等を受けた場合であって、当該受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年が経過している住宅

(助成金の交付対象工事)

第5条 助成金の交付の対象となる工事(以下「助成金の交付対象工事」という。)は、既存の住宅に居住している高齢者等世帯が当該住宅のために行う次に掲げる工事(当該住宅に附属しないで設置される手すり、階段、スロープ等に係る工事を含む。)に係るものとする。

(1) 住宅におけるバリアフリー化のために新たに行う修繕工事のうち、次に掲げるもの

ア 手すりの取付け

イ 段差の解消(スロープ設置工事及び畳からフローリングへの変更工事を含む。)

ウ 滑り防止又は移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更

エ 車椅子対応洗面台への取替え

オ 引き戸等への扉の取替え

カ 和式から洋式への便器の取替え(車椅子対応便器への取替えを含む。)

キ その他これらの工事に附帯して必要となる工事

(2) 浸水による被害の軽減を図るために防水板を設置する浸水対策工事

(3) 被災した住宅の修復工事(災害により住宅の全部又は一部が滅失した場合において、当該住宅の敷地に住宅を新築する工事を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、共用部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項に規定する共用部分をいう。)に係る工事は、助成金の交付対象工事としない。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成金の交付対象工事に要する費用（消費税を除く。）の10パーセントとし、その上限は20万円とする。ただし、算出した助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（助成の申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事の着工前に、文京区高齢者等住宅修築資金助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の世帯全員の住民票の写し
- (2) 申請者の住民税納税証明書（発行後3月以内のものに限る。）
- (3) 工事見積書の写し及び設計図の写し
- (4) 建物の登記事項証明書（発行後3月以内のものに限る。）
- (5) 土地の登記事項証明書（助成金の交付対象工事に住宅外に係るものを含む場合かつ発行後3月以内のものに限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる場合に提出する書類については、次のとおりとする。

ア 心身障害者を含む世帯の場合 当該世帯員が心身障害者であることを証明する書類

イ 建物が共有名義の場合 申請者以外の当該建物の所有者全員の工事承諾書

ウ 土地が共有名義の場合 申請者以外の当該土地の所有者全員の工事承諾書（助成金の交付対象工事に住宅外に係るものを含む場合に限る。）

エ 親族が所有する住宅の修築の場合 住宅を所有する親族との親族関係を証明する書類

オ 第5条第3号に規定する工事の場合 震災証明書（震災後60日以内のものに限る。）

- (7) その他区長が特に必要があると認めた書類

（助成の決定）

第8条 区長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、かつ、必要な調査を行い、助成することが適当であると認めたときは文京区高齢者等住宅修築資金助成決定通知書（別記様式第2号）により、助成することが適当でないと認めたときは文京区高齢者等住宅修築資金助成不承認決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第9条 前条の規定により助成決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡してはならない。

（工事内容の変更）

第10条 助成決定者は、助成決定を受けた工事の内容を変更しようとするときは、速やかに文京区高齢者等住宅修築資金助成変更申請書（別記様式第4号）に次に掲

げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、当該変更が軽微なものについては、この限りでない。

(1) 第7条の規定により提出した添付書類のうち、当該変更に係るもの

(2) その他区長が必要があると認めた書類

(変更の承認)

第11条 区長は、前条本文の規定による変更申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、当該変更について承認したときは、文京区高齢者等住宅修築資金助成変更承認書（別記様式第5号）により、助成決定者に通知するものとする。

(工事の取りやめ)

第12条 助成決定者は、助成決定を受けた工事を取りやめるときは、文京区高齢者等住宅修築資金助成取りやめ届（別記様式第6号）により、速やかに区長に届け出なければならない。

(実績報告書の提出)

第13条 助成決定者は、助成決定を受けた工事が完了したときは、文京区高齢者等住宅修築資金助成実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

(1) 助成決定を受けた工事に係る契約書の写し

(2) 領収書の写し

(助成金の額の確定)

第14条 区長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査した上、助成金の額を確定し、文京区高齢者等住宅修築資金助成金額確定通知書（別記様式第8号）により、助成決定者に通知しなければならない。

(助成金の交付請求)

第15条 助成決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに文京区高齢者等住宅修築資金助成金交付請求書（別記様式第9号）に支払金口座振替依頼書を添えて、区長に請求するものとする。

2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成決定の取消し)

第16条 区長は、助成決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により助成決定を受けたとき。

(2) 助成決定を受けた後、正当な理由なく3月を経過しても工事に着工しなかったとき。

(3) 工事完了の確認の結果、申請内容に適合していないと認めたとき。

(4) 助成金の交付を受ける前に助成決定を受けた工事を行う住宅を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は住宅以外の用途に供したとき。

(5) 区長の承認を受けずに、助成決定に係る工事の内容を著しく変更したとき。

(6) この要綱及び法令に基づく区長の命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成決定の全部又は一部を取り消したときは、文京区高齢者等住宅修築資金助成決定取消通知書（別記様式第10号）により、助成決定者に通知しなければならない。

3 第1項の規定は、第14条の規定による助成金の額の確定があった後においても適用する。

（助成金の返還）

第17条 区長は、前条の規定により助成決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第18条 助成金の交付の手続は、この要綱に定めるほか、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）に定めるところによる。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第16条及び第17条の規定は、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
（失効）
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第16条及び第17条の規定は、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
（失効）

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第16条及び第17条の規定は、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。